

令和3年度第10回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和4年1月7日(金)					
招集場所	南部町役場 天萬庁舎3階 富有まんてんホール					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時58分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩指 久	出席			
	8番	井上 武	出席	14番	板 秀樹	出席
	9番	恩田 真季	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
議事録署名委員	4番	岩指 久		5番	田邊 元史	
	出席吏員 事務局長 岡田 光政 事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝					
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農地利用集積計画案の決定について
第4号	非農地判断に係る特別委員会の結果について
報告事項	(1) 使用貸借の合意解約について (2) 第9回総会議案第3号(2)について (3) 令和3年南部町農地賃借料等情報について
その他	(1) 農業委員会研修会(令和3年度農業委員会特別研修会DVD鑑賞) (2) 令和3年度第11回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出議案の題目	(発言者)		
1. 開 会	局長	ただいまより、令和3年度第10回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席委員はおられません。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により、本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。	
2. 挨拶	会長	(省略)	
	局長	皆さん御存じのとおり、オミクロン株に関係すると思われる新型コロナウイルスの感染者数が急増しています。昨日、県の対策本部会議があり、引き続き基本的な感染予防をきちんと続けていくようにとの事でした。適宜、こちらの会場も換気をさせていただきますので、お寒い時間があるかもしれませんが、ご理解、ご協力をお願いします。 それでは、南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。	
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、4番 岩指久委員、5番 田邊元史委員、書記は田邊職員をお願いします。	
4. 議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議事に入ります。 議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。	
	局長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第3条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。	
	局長補佐	【議案第1号朗読及び説明(議案書2頁)】 番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 地籍： m ² 合計：畑 1筆 m ² 譲渡事由：売買 権利種別：所有権移転 譲渡人： 耕作面積： m ² 譲受人： 耕作面積： m ² から が売買で取得し利用するための申請です。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしています。売買価格は10aあたり 円、全体で 円と聞いています。	
	議長	質疑を受けます。	
		(質問、意見等なし。)	
	議長	ご異議ございませんか。	
	一同	意義なし。	
	議長	議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』は議決、承認されました。	
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
		局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。詳細につきましては局長補佐より説明致します。

て	<p style="text-align: center;">局長補佐</p> <p style="text-align: center;">【 議案第 2 号朗読及び説明（議案書 3～4 頁）】</p> <p>番号 1</p> <p>土地の表示</p> <p style="text-align: right;">登記：田 現況：田 地籍： m²</p> <p style="text-align: right;">登記：田 現況：田 地籍： m²</p> <p>合計：田 2 筆 m² 契約種別：地上権</p> <p>用途： 雑種地 転用目的及び施設の概要：太陽光発電設備</p> <p>貸人：</p> <p>借人：</p> <p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第 2 種農地に該当します。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>地上権設定は借地権の一種です。10a あたりの賃借料は年 円、合計で 円と聞いています。</p> <p>番号 2</p> <p>土地の表示： 登記：畑 現況：畑 地籍： m²</p> <p>合計：畑 1 筆 m² 契約種別：使用貸借</p> <p>用途： 宅地 転用目的及び施設の概要：作業場、展示場（屋内・屋外）</p> <p>貸人：</p> <p>借人：</p> <p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第 2 種農地に該当します。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>番号 3</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m²</p> <p>譲渡人：</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m²</p> <p>譲渡人：</p> <p>譲受人：</p> <p>合計：田 2 筆 m² 契約種別：所有権移転 売買</p> <p>用途：雑種地 転用目的及び施設の概要：太陽光発電設備</p> <p>この申請地は から半径 300m 以内にある農地であるため、農地区分は第 3 種農地に該当します。事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は、10a あたり 円、合計で 円と聞いています。</p> <p>番号 4</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m²</p> <p style="text-align: right;">登記：田 現況：田 地籍： m²</p> <p>譲渡人：</p>
---	--

	<p>土地の表示： 登記：田 現況：畑 地籍： m²</p> <p>譲渡人：</p> <p>譲受人：</p> <p>合計：田 3 筆 m² 契約種別：所有権移転 売買</p> <p>用途：雑種地 転用目的及び施設の概要： 太陽光発電設備</p> <p>この申請地は から半径 300m以内にある農地であるため、農地区分は第 3 種農地に該当します。事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は、10a あたり 円、合計で 円と聞いています。</p>
議長	<p>現地調査を行っていただいておりますので、糸田委員より報告をお願いします。</p>
糸田委員	<p>本日 9 時より恩田会長、市川職務代理、庄倉委員、井上委員、亀尾委員、岡田局長、潮局長補佐で現地調査を行いました。</p> <p>番号 1 番でございます。現地調査資料の 3 ページをご覧ください。場所は、 の旧道沿いに があります。その から南側に入った所になります。4 ページに公図が載っています。申請地の 、 は現状水田でした。昨年まで作付けがされていた状況でした。 と は、以前に農業委員会総会で許可され、既に太陽光が設置されています。今回、同じ業者さんが賃貸借で太陽光を設置される計画です。5 ページに土地利用計画が載っています。2つの圃場をフェンスで囲ってパネルを設置されます。パネルは北向きに、既に太陽光が設置してある圃場に向けて設置される計画です。周辺の住居に与える影響も考えられない場所であることを確認しました。</p> <p>番号 2 番ですが、現地調査資料の 10 ページをご覧ください。場所は、 の を上がった に向かって左側に入った の手前になります。公図が 11 ページに付いています。 が申請地です。その右側が になります。12 ページに土地利用計画図が載っています。 さんは元々は さんだったそうですが、新しく や 的な物を作成販売する事業展開をされるそうで、その事業に伴い、作業場と、新しく室内展示場、屋外展示場を設けたいと言う事です。親子間での使用賃貸借です。既に 30 年から 40 年位前に無断で作業場が建てられていたようで、顛末書の提出をしていただいております。</p> <p>番号 3 番です。16 ページをご覧ください。申請地は、 から に向かって左側の の に該当する所です。2つの圃場を売買で購入されて太陽光パネルを設置されます。広い面積になります。18 ページに土地利用計画が載っています。フェンスで囲って、南向きにパネルを設定される計画です。下側の方にパネルを設置されない空いた場所がありますが、この南側に民家がございます、太陽光の反射の影響を考慮して設置しないそうです。民家の住民の方からの同意書は頂いております。</p> <p>番号 4 番は 23 ページをご覧ください。番号 3 番の申請地の農地を挟んだ北側の場所になります。24 ページに公図が載っています。3つの圃場で、面積も m²を超える非常に広い面積の申請です。25 ページに土地利用計画図が載っています。先ほどの番号 3 と同じような形で、フェンスで囲って、南側に向けてパネルを設置される計画です。近くに民家はありません。</p>

	<p>3番、4番共に非常に大きい申請地で、 の関係者、地権者、業者との間で12月に住民説明会が開かれました。その中で、太陽光を設置した後の草刈りについて、フェンスの外側ののり面を、今までは地権者の方が全てやっておられたが、今後は業者の方できちんと管理して欲しいという意見が出されました。このことについて、業者の方から、今後の管理をきちんと行うという覚書を提出していただいています。以上です。</p>
議長	<p>皆さん方から質疑を受けたいと思います。</p>
田邊委員	<p>3番と4番についてお尋ねします。本日、私も現地を見ました。非常に水はけが悪い湿田で、ネギや水稻も出来ないであろうと思いました。最近ゲリラ豪雨などで、どこに強い雨が降るか分かりません。流量計算などが出来ているのか、何かあった場合には誰が責任を取るのか、農業委員会の責任はどうなるのかお聞きしたいと思います。</p> <p>それから、住民説明会をされたとの報告を受けましたが、この住民説明会の議事録はきちんと書いてあるのかどうか。</p> <p>また、合わせて約 m²の非常に広い面積に対して、地権者の同意はあるのか、何かあった時に地権者が本当に責任を持ってくれるのか、議事録にはきちんと書いてあるのか、ただ契約しただけで大丈夫なのかと思います。この件につきましては、湿田でもあるので、流量計算もきちんと出てからが良いのではないかと思います。附帯条件を付けて、条件が揃ってから認める形が良いのではないかと思います。</p>
議長	<p>流量計算はされているのか、その責任を誰が負うのか、住民説明会のきちんとした議事録は取っているのか、事務局より説明をお願いします。</p>
局長補佐	<p>流量計算についてですが、経緯の説明をさせていただきます。この申請を出していただいた時に流量計算書の添付はお願いしていません。そもそも流量計算は、南部町では、転用面積が3,000 m²を超えて、かつ、形状が変わる場合に出すようになっています。開発行為となり、担当課は企画政策課ですので、そちらの方に流量計算が出るようになっています。開発行為に該当すれば当然出るものと解釈していました。企画政策課に確認したところ、今回の場合は、3,000 m²は超えるが、形状は変わらず、そのまま野立てで太陽光の設置をされるので開発行為にあたらないので、流量計算書は出ていないと言う事でした。しかし、事前審査の際に流量計算が必要だろうと言う事で、直ぐに業者さんに連絡を取り流量計算書の提出を要望しましたが、年末年始でもあったので時間がかかるというご回答で、今日時点ではまだ提出いただけていません。今日中には提出するとの回答をいただいています。</p> <p>それから、豪雨などがあった場合に誰が責任を取るかについてですが、昨年の11月13日土曜日、夜7時から8時の間で、 の集会所で住民の方と業者との間で住民説明会が行われています。その際の記録や確認書は添付していただいています。そちらの中に、排水工法についてと、異常気象、ゲリラ豪雨についての質問に対する回答書を頂いています。排水方法は、地下浸透及び既設の農業用排水路を通じて適切に排水するようになっています。異常気象、ゲリラ豪雨などで更なる対策が必要な場合は、別途、地域と協議を行い、双方納得いく方法で排水すると言う事で、 のさんと業者の さんで確認書が締結されています。議事録については、議事録署名人、書記という形では頂いていませんので、早急に出し頂くように確認を取っているところです。</p>

	田邊委員	流量計算書が出てからでも遅くないのではないかと思います。議事録も署名をされたきちんとしたものが出てからが良いと思います。今現在の状態では認めるわけにはいかないの、揃ってから改めて認めるという形が良いのではないかと思います。
	議長	この会では、提出されてからなど、そのような流れでは駄目です。今日時点で、その書類があるかないかで皆さんに検討していただかなければいけません。もし、出すと言われて出なかった場合には誰が責任を取るのか、この会の全ての責任は会長にあります。南部町は権限移譲を受けています。独自で許認可を出せます。田邊委員さんがおっしゃったことはもっともなことです。今日時点で書類が無かった場合は、不許可か条件付き許可にしなければいけません。これから出ますでは駄目です。今日時点できちんとした書類がなければ許認可は出せないと思います。3番、4番については、流量計算書と、きちんとした議事録が揃ってから、私、市川職務代理、担当委員、事務局で検討して許認可を出したいと思います。揃わなかった場合は許認可を行わないとしたいと思います。皆さんいかがでしょうか。反対の方、棄権の方はおられませんか。(反対、棄権する者なし。)ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	全会一致で、番号3番、4番については条件付許可として、私、市川職務代理、糸田委員、井上委員、事務局に一任いたします。番号1番、2番についてご異議ございませんか。
	一同	意義なし。
	議長	議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』番号1番、2番については、議決、承認されました。3番、4番については条件付き許可と致します。
議案第3号 農地利用集積計画案の決定について	議長	議案第3号『農用地利用集積計画案の決定について』上程致します。提案者より説明をお願いします。
	局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により議決を求めます。詳細につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p>【農用地利用集積計画の内容を整理番号ごとに朗読(議案書6~10頁)】</p> <p>整理番号 1番~6番</p> <p>設定を受ける者 6名</p> <p>設定をする者 6名</p> <p>設定をする土地 6筆 計 18,680 m²</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。</p>
	議長	議案第3号について質疑を受けます。(質問、意見等なし。)ご異議ございませんか。
	一同	意義なし。
	議長	議案第3号『農用地利用集積計画案の決定について』は原案どおり議決、承認されました。
	議長	議案第3号『農用地利用集積計画案の決定について』は原案どおり議決、承認されました。
議案第4号	議長	議案第4号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』上程致します。提案者より説明を求めます。

非農地判断に係る特別委員会の結果について	局長	別冊の現地確認資料をご覧ください。内容につきましては局長補佐より説明を行います。その後から各担当委員さんよりご報告を宜しくお願い致します。
	局長補佐	3種類の資料を用意しています。“R4.1.7”とありますが、本日現地確認した、の資料です。残りの2つは、12月15日に事前に市川職務代理、庄倉委員、事務局で現地確認をした、の資料になります。
	議長	市川職務代理より現地確認報告をお願いします。
	市川職務代理	“議案書4号”と書いてある資料と、“R3.12.15”と書いてある資料をご覧ください。場所はの裏側になります。事前に現地確認を行いましたのは、右上はで、現地に行くにはそこの道を通るしかなく、集落の中の小さな道で、歩く距離も長く、何台も車を置ける状況ではない為少人数で確認しました。写真を見ていただければ分かりますように、現地の右側にはがあります。上下が山に囲まれた地域です。ここは①から⑧が少し高い所、赤枠されていない所が一段低くなって、赤枠の所が一番低く3段に分かれています。①から⑧までは山林化していて太さが30cm以上の木が生えていることも確認しました。⑨から⑭までは畑地ですが、既に原野化しておりました。左下のからまで水路があるようになっていますが、全く確認出来ない状況で、水が無いから耕作できなくなったのか、耕作しなくなって水が流れなくなったのか分かりませんが、山影で日当たりも悪い所ですので耕作されなくなったのではないかと思います。⑮から⑳までも山林になっています。ここも30cm以上の太さの木が生えていました。全て非農地であると確認しました。
	議長	庄倉委員より説明をお願いします。
	庄倉委員	12月15日にの確認に行きました。の1筆です。上側にがあります。、は太陽光が設置されています。隣の、の辺りは山林で、ここだけが農地として残っていたのが不思議に思うような所で、到底農地とは認められない所でした。
	議長	井田委員より報告をお願いします。
	井田委員	本日、午前中、恩田会長、市川職務代理、田邊委員、庄倉委員、井上委員、頼田委員、私、事務局で現地確認をしました。場所はとです。ですが、航空写真の1ページをご覧ください。右上のが集落の一番はじめのお宅になります。そこから奥に入った所に①から③があります。①は原野化しており、奥の②、③も山林化していて農地に返すことは無理であると判断しました。それから、高台の畑から上に向かって行くと④から⑦があります。ここも山林化していて、到底、農地に返すことは出来ないと判断しました。⑧は、集落の最終のお宅からに向かって進み、右に入った所です。かなり険しい道を上がります。⑧は山林化しています。奥の⑨、⑩は原野化していました。⑪は山林化していました。ここも、農地に返せるような場所ではありませんでした。ですが、の最後の家から、に向かう旧道に入った所になります。⑫から⑮まで続けてあります。ここは原野化していて、猪が酷く荒らしていました。⑯、⑰は、道路の反対側で、山林化していました。農地に返すことは無理であると判断しました。
	議長	現地確認報告がございました。質疑を受けます。ご異議ございませんか。

	一同	意義なし。
	議長	議案第4号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』原案どおり議決、承認されました。
		休憩（14：32～14：45）
5. 報告 (1) 使用貸借の合意解約について	議長	再開します。 報告事項に入ります。『(1) 使用貸借の合意解約について』提案者より説明を求めます。
	局長	『(1) 使用貸借の合意解約について』下記のとおり報告します。詳細につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	【『(1) 使用貸借の合意解約について』朗読(議案書11頁)】
	議長	質疑を受けます。(質問、意見等なし。) 無いようですので、『(1) 使用貸借の合意解約について』報告を終わります。
(2) 第9回 総会議案第 3号(2)に ついて	議長	『第9回総会議案第3号(2)について』説明をお願いします。
	局長補佐	12月に開催しました第9回総会に於いて条件付き許可となっていました議案第3号番号(2)の5条案件についてご報告します。土地利用計画図では庭となっていました但し駐車場に修正ということで、修正された土地利用計画図を提出していただきました。恩田会長、市川職務代理、頼田委員、事務局で確認するとともに現地確認も行いました。12月16日付けて許可書を出しておりますのでご報告致します。
	議長	質疑を受けます。(質問、意見等なし。) 無いようですので報告を終わります。
(3) 令和3年 南部町農地 賃借料等情 報について	議長	『(3) 令和3年南部町農地賃借料等情報について』提案者より説明を求めます。
	局長補佐	議案書の12ページをご覧ください。昨年1月から12月までに締結された貸借の南部町での賃借料をまとめたものです。ホームページで町民の皆さんにお知らせする予定になっております。内容につきましては細かく御説明しませんが、上段が田、下段が畑、西伯地区と会見地区、南部町全体の表記になっております。上の数字が令和3年、下の括弧内は令和2年の数字になります。傾向ですが、備考欄に賃貸借、物納、無償の筆数が記してありますが、田、畑ともに使用貸借が多い状況になっています。報告を終わります。
	議長	何かお聞きになりたいことはございませんか。(質問、意見等なし。)
6. その他 (1) 農業委員会 研修会	局長補佐	(省略)
(2) 令和3年度 第11回農業 委員会総会 の日程につ いて	議長	令和3年度第11回南部町農業委員会総会は、令和4年2月10日(木)に開催します。
8. 閉会	議長	これにて令和3年度第10回南部町農業委員会総会を閉会します。